

自動捕捉式はかりの検定義務化について

～ 2027 年4月から既使用機器にも検定が必要になります ～

計量法の改正により、自動捕捉式はかりが「特定計量器」に追加され、取引・証明に使用する場合は検定が義務化されました。正確な計量を確保し、消費者の信頼を守るための制度です。

■ 対象となるはかり

- 自動捕捉式はかり(ひょう量が5kg以下の、自動重量選別機、質量ラベル貼付機、計量値付け機)
 - 特徴: 箱・袋・缶などの形態で自動的に質量を計量する装置
 - 主な使用例: 食品、飲料、薬品などの製造・包装工程



■ 検定義務化のスケジュール

使用区分	検定義務開始日	対象
新たに使用する機器	2024 年4月1日以降	使用前に検定証印が必要
既に使用中の機器	2027 年4月1日以降	2024 年3月 31 日以前から使用している機器は、2027 年3月 31 日までに検定を受ける必要あり

■ 検定の有効期間

- 一般事業所: 2年間
- 適正計量管理事業所: 6年間

■ 検定の受検方法

- 指定検定機関による器差検定を受ける必要があります。
- 検定証印が付された機器のみ、取引・証明に使用可能です。

■ 早期検定のお願い

2026 年度は検定件数の増加が予想されます。2025 年度中の早期受検をご検討ください。

■ 罰則(計量法第 172 条)

検定に合格していない特定計量器(はかり)を、取引や証明に使用すると計量法違反になり、6月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます。

■ お問い合わせ先

詳しくは、経済産業省または栃木県計量検定所(028-667-9425)までお問い合わせください。

[経済産業省 計量制度ページ](#)